

花巻市空家等対策計画（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

平成 28 年 7 月 12 日

建設部都市政策課

実施期間	平成 28 年 5 月 20 日から平成 28 年 6 月 20 日までの間
周知方法	市ホームページ及び広報はなまき（5 月 15 日号）への掲載
資料の閲覧場所	市役所総務課、都市政策課、各総合支所地域振興課、生涯学園都市会館（まなび学園）、各振興センター、各市立図書館、花巻保健センターに資料を備え付けただけ、市ホームページに公開した。
意見提出状況	9 件

【提出された意見の内容及び意見に対する市の考え方】

該当箇所	意見の内容	意見に対する市の考え方	計画案への反映
第 3 章 7	○震災等の避難所としての活用 今年 4 月に発生した熊本地震では、多くの被災者の方々が長期間に渡って屋外でのテント生活や車内での生活を余儀なくされました。小中学校体育館も避難所として活用されましたが、本来の目的のために避難所として利用された期間は限られていました。こうした教訓から、震災等の発生時に空家を避難所として相当の期間利用できるような所有者から承諾（契約締結が必要か）を得ておいて活用できるように平時のうちから備えておくことは寒さ厳しい花巻にあっては重要ではないかと思えます。	災害対策基本法施行令第 20 条の 6 の指定避難所の基準において規模・構造・設備・場所等が規定されております。また、速やかに被災者を受け入れるためには常時管理されていることが必要と考えられます。このことから空家の活用については慎重に判断する必要があると考えます。	原案のとおり
第 3 章 7	○デイケア施設としての活用 自分の家も以前、空家にしていたことがありましたが、10 年ほど前に老人福祉団体から「デイケアの場所として活用させてもらえないか」との問い合わせがありました。（そのときはお断りしましたが）現在、こうした需要が花巻市内にあるかは分かりませんが、デイケア施設が不足しているのであれば、老人福祉を所管する部署とも連携して空家を活用することも有効な手段であると思えます。	空家をデイケア施設等として利用することは、所有者との契約や関係する法律をクリアすることにより可能と考えますのでご相談下さい。	原案のとおり
第 3 章 9	○窓口の一本化 建設部都市政策課さん、総合政策部秘書政策課さん等空家に関する業務によって様々な課にまたがっていますが、将来的には（概ね 5 年以内には）空家対策課（仮称）を創設して、窓口を一本化した方がいいと思えます。それぞれの課には本来的な（核となる）業務があって、空家関連業務は付随的業務となっている感があります。また、複数の部署が担当すると「この業務はそちらの仕事」という「たらい回し」がなされる恐れがあります。空家対策は、今後	現在、2 つの課において実施していますが、相談者を移動させずに内容により担当者が直接その窓口に出向いて対応するように関係課と連携して実施します。 今後の課・窓口におきましては、必要に応じ見直しを行い対応していきます。	原案のとおり

	ますます深刻かつ重要な社会問題となると思われますので、提案いたします。		
第3章10	○花巻市空家等対策協議会への若者の参画等 マルカンの存続問題では花巻北高校の生徒さんが存続の署名活動をしました。また、「HANALLE」(ハナレヤ)という団体は学生時代の目線を大切にしながら地方で幸せに暮らせる地域を目指しているところです。空家問題は将来的に現在の若者も背負っていかねばならない問題ですので、若者の意見を反映させるためにも、こうした意欲のある若者を協議会のメンバーに加えることが重要ではないかと思います。市から参加を呼びかけられると若者のモチベーションも高まると思います。また、岩手大学、岩手県立大学の学生と空家対策に関する共同研究することも有効と思います。	若者の意見を伺う機会を設けることは大事なことと考えます。今後は、意見を反映できるような体制をつくりたいと考えます。	原案のとおり
その他	○担当職員の方々の先進地視察 他都道府県・他市町村で有効な空家対策を講じている自治体があれば、積極的に視察をしてきていただきたいと思います。市議会議員の視察だと公費の無駄遣いになる可能性が高いので、市職員の方に行っていただきたいと思います。	先進地の空家等の対策を取り入れるため、市では大分県竹田市を視察し、空き家バンク事業において市職員の積極的な関与の必要性やリスク対策等を参考にしました。今後も有意義と考えますことから実施する方向で検討します。	原案のとおり
第2章2 第3章6	○P3(2)(関心部分の件について) これだけの状況になっている。少なくとも地域内で誰がどのように暮らしているかの入り口部分のみ皆でよく見ていくべきではないか？	第3章6(1)のとおり所有者等と地域、市が連携し取り組みたいと考えます。	原案のとおり
第2章3 第3章6	○P4 3(2)について 地域側でも一斉清掃など様々な機会とらえた環境美化に努めるべきではなからうか？行政代執行ともなれば費用かさむだけに。	第3章6(2)イのとおり取り組むべき事業を検討していきたいと考えます。	原案のとおり
第2章3 第3章6	○P4 3(5)コミュニティ維持懸念について →地区施設維持管理を居住者で行っている所が多い→とする対応の部分を住民の協力による維持管理へもっていく姿勢が必要ではなからうか？そうした方向への誘導も必要と思います。	第3章6(2)イのとおり取り組むべき事業を検討していきたいと考えます。	原案のとおり
第3章6	○P8 6(2)ウ 生前相続対策の推進について 同項目(ア)の件とも連動しますが、ホームページでの情報等活用しながら、農業団体等の(金融部門)高齢者向けの講習会活用した働きかけをさらに行っていくべきではなからうか？と思います。	様々な方法により必要な情報を提供していくことを検討していきます。	原案のとおり